

3 食 農 審 第 56 号
令和 3 年 11 月 18 日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

食料・農業・農村政策審議会
会長 大橋 弘

答 申

令和 3 年 11 月 18 日付け 3 経営第 1928 号をもって諮問のあった事項については、下記のとおりとする。

記

1 「果樹共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙 1）」について
適当と認める。

2 「畑作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙 2）」について
適当と認める。